

働き方改革の推進 — 地方公共団体における週休2日工事等の実施

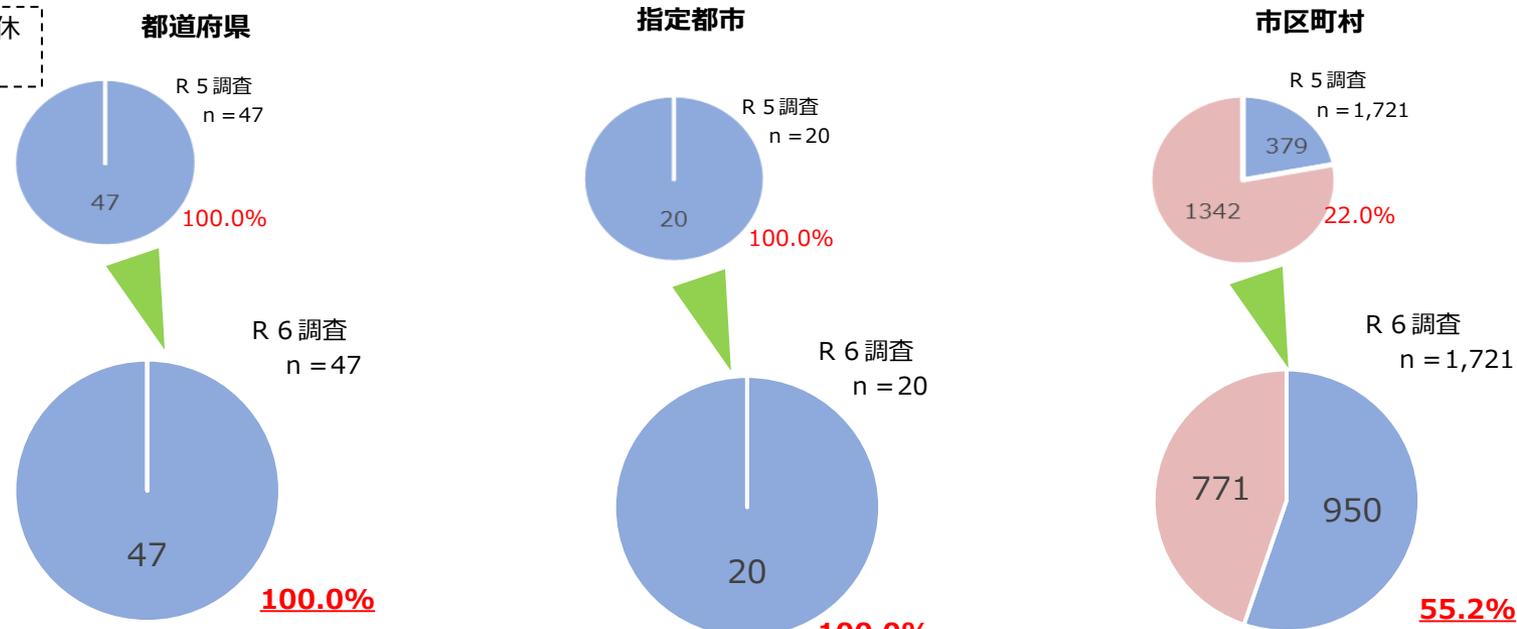
国土省・総務省による地方公共団体に対する連名通知(R7.4.10)

・・・週休2日工事等を実施していない市区町村が約4割、工期の設定に当たって休日を考慮していない団体が約3割を占めるなど、市区町村の取組状況に遅れがみられている。無理な工程管理や長時間労働を是正することは、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与するために極めて重要である。このため、週休2日工事等を実施していない又は休日を考慮していない市区町村においては、長時間労働の是正の趣旨を理解し、速やかに週休2日工事の実施や工期における休日の考慮を行うこと。また、都道府県においては、管内市区町村の取組改善への働きかけの強化を行うこと。

週休2日等休日を考慮した工期設定の徹底(新しい資本主義の実行計画2025)

- 建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくために、無理な工程管理や長時間労働を是正する必要があることから、公共工事・民間工事問わず週休2日等休日を考慮した工期設定の徹底などを促し、労働環境の改善を図る。
- 特に、週休2日工事等を実施していない市区町村に対しては、速やかに実施するように促す。

地方公共団体の週休2日工事実施率



■ : 実施している ■ : 実施していない

〈参考〉市区町村の週休2日工事実施率の推移

	R2調査	R3調査	R4調査	R5調査	R6調査
実施率	7.3%	10.3%	14.2%	22.0%	55.2%

令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和6年7月1日時点)より

⇒新資本実行計画等を踏まえ、建設業における働き方改革の更なる拡大に取り組む